

「税の申告」をお忘れなく

税の申告相談が、2月9日（月）から国際交流会館（2階202会議室）で始まりました。詳しい日程については、1月末に毎戸配布しております「平成21年度町・県民税（兼国保税）の申告相談について」をご覧ください。なお、混雑が予想されますので、できる限り地区の指定された期日にお越しくだしますようお願いいたします。なお下記に該当する申告が必要な方は、必ず期日の3月16日（月）までに申告を行ってくださいようお願いいたします。

申告が必要な方

- 1 事業収入（農業・営業）、不動産収入、配当、雑収入（保険金の受け取りなど）があった方
- 2 給与所得者で次の事柄に該当される方
 - 1) 日雇い・パート等により勤務先が一定でなかった方、前年中の途中で退職し、その後に再就職されない方で年末調整を受けていない方
 - 2) 給与以外に「農業・不動産・配当」などの所得があった方、または2カ所以上から給与を受けた方
※年末調整済の給与以外の所得が20万円以下の場合でも、町・県民税の申告が必要です。
- 3 医療費控除等を受けようとする方
※医療費控除とは、税金を計算する上での各種控除（生命保険料控除）のうちの一つであり、支払った医療費が還付されるものではありません。
- 4 公的年金等の所得のみの方で、社会保険料・生命保険料・扶養控除・医療費控除等に変更がある方
- 5 資産の譲渡があった方
- 6 住宅ローン控除を受けようとする方
- 7 病気・失業等で収入が無かった方

平成20年分の納税はお済みですか？

平成20年分の国民健康保険税・町民税・県民税・固定資産税・軽自動車税の納付はお済みでしょうか。すでに納付期限が過ぎておりますので、まだ済まれていない方は早めに納付をしてください。納付方法は、に送付された納付書を持参の上、銀行もしくは役場税務会計かまで現金を添えて納付してください。（ただし、納付期限が過ぎておりますので、督促手数料（1件につき100円）・延滞金がかかります。）また、納付書を紛失した場合等は、役場税務会計課で直接納付ができます。

◆税の申告、納付に関する問い合わせ先
税務会計課 税務相談班（内線121・122・申告会場・202）
出納徴収班（内線123・124）

ふるさと納税寄附金について

地方税法の改正により「ふるさと納税」制度が始まりました。当町では、次のとおりふるさと納税寄附金がありました。

◆平成20年のふるさと納税の状況

寄附件数 8件 寄附金総額 27万円

寄附金をいただいたのは、次の方々です。ありがとうございました。いただいた寄附金は、まちづくりのために有効に使わせていただきます。今後ともふるさとの応援をお願いします。

秋庭亥二(京都市) 三上勝三(東京都)
秋庭裕志(埼玉県) 秋庭茂美(埼玉県)

※氏名の掲載は本人の了承があったものだけです。

